

障がい者任免状況の公表

障がい者の雇用について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定に基づき、令和6年6月1日現在における障がい者の任免状況を公表します。

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人) ※1	障がい者数 (人) ※2	実雇用率 (%)	法定雇用率 (%)	不足数 (人) ※3
市長部局 教育委員会	704.5	19.0	2.7	2.80	0.0
市立病院	204.5	4.0	1.96	2.80	1.0

※障がいの種類別人数については、障がい者の種類、程度の区分ごとの職員数が少なく、特定の者が障がい者であることや障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

※市長部局・教育委員会について、令和3年5月より、法律第42条第1項の規定に基づく地方公共団体の機関の特例について認定されましたので、1つの機関として報告します。

※1「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員の総数から除外職員数および除外率相当職員数（旧除外職員が職員の総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

職員数は会計年度任用職員を含み、週の所定勤務時間が20時間以上30時間未満である職員は1人の雇用をもって0.5人相当として算定しています。（週の所定勤務時間20時間未満の職員は算定対象外。）

※2「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数および精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者および重度知的障がい者については、法律上、1人を2人相当として算定し、重度以外の身体障がい者および知的障がい者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人相当として算出しています。

※3「不足数」とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から障がい者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。